

令和6年度当初予算に係る
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱, 実施要領改正案について
(令和6年度当初②: バス運賃改定増収分控除、能登半島地震陸上特例 等)

令和6年6月
地域交通課

1. 概要

令和6年度当初予算において盛り込まれた、「バス運賃改定増収分控除」、「能登半島地震陸上特例」等に係る改正を行う。

2. 要綱・要領構成・改正内容

- (1) 「バス運賃改定増収分控除」【要綱：別表2、附則第1条】
⇒地域公共交通確保維持事業において、令和6年度当初予算に盛り込まれた、バスの運行経費補助額・算定の際、運賃改定を実施した事業者の収益から運賃改定による増収分を控除する規定に係る改正（物流・自動車局 旅客課）
- (2) 「能登半島地震陸上特例」【要綱：附則第2条】
⇒能登半島地震による地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る地域公共交通計画の認定の申請等の経過措置を制定。（総合政策局 地域交通課）
- (3) 「地域公共交通調査事業」【要綱：別表25、別表33】
⇒R6年度当初予算において盛り込まれた制度拡充を制定。（総合政策局 地域交通課）
- (4) 「地方分権 R5 年度提案対応」【要領：2.（1）、】
⇒地方分権 R5 年度提案への対応のための改正（提案内容：「合理的理由」の例を明記してほしい）（総合政策局 地域交通課）
- (5) 「R3 及び R4 補正にて交付した補助額の扱い対応」【要綱：附則第3条】
⇒地域間幹線系統に係る令和7年度事業の補助対象経費の算定にあたっては、「経常収益」に運送収入のほか、令和3年度補正及び令和5年度補正予算で追加的に交付した補助金額を加えるものとする旨の規定。（物流・自動車局 旅客課）
- (6) 「その他（条ズレ修正）」【要綱：第37条、別表7・9、】【要領：1.（1）⑫、2.（1）⑤】
⇒確認された各条ズレを修正。
 - 要綱
 - ・第37条
⇒条ズレ修正（海事局内航課）
 - ・別表7、別表9
⇒H26 の小笠原諸島振興開発特別措置法改正の際の条ズレ修正。（海事局内航課）

○要領

・ 1. (1) ⑫

⇒先の地域交通法の改正に伴う条ズレ対応 (総合政策局 地域交通課)

・ 2. (1) ⑤

⇒利便増進計画に係る補助対象事業の基準の特例について、地域交通法改正に伴って、地域交通法2条第十三号イロハについては

【旧法】

イ：バス事業の路線編成の変更

ロ：他種の運送モードへの転換

ハ：自家用有償運送の導入・路線変更等

【新法】

イ：バス事業の路線編成の変更、他種の運送モードへの転換、自家用有償運送の導入・路

線変更等

ロ：運賃料金設定、ダイヤ設定等

ハ：イロに合わせて行う事業

と整理されていたが、

要領については、上記の整理が行われておらず。

新法における2条第十三号ロハの取組のみを行った系統についても、要領上、利便特例対象と読み取れてしまうので、修正が必要。(総合政策局 地域交通課)

3. 今後の改正

- 「被災地域鉄道路線代替輸送事業」及び「離島航空路に係る地域公共交通確保維持事業の特例」に係る改正を予定。